5　学科試験受験手数料
　一　第１項第一号から第八号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
　二　第１項第九号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
　一　定期運送用操縦士（法規）
　二　事業用操縦士（法規）
　三　自家用操縦士（法規）
　四　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）
7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。
8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年五月九日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　大網白里町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十三年五月三十一日　午後二時から
三　場所　大網白里町分庁舎　四階会議室（千葉県山武郡大網白里町仏島七十二番地）
四　事案の要旨
　1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
　2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び大網白里町ガス事業課（千葉県山武郡大網白里町仏島七十二番地）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「大網白里町関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年五月十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「大網白里町関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年五月十六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
　　（郵便番号）
　　住　所
　　（電話番号）
　　職　業

大網白里町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十八日（木）
○一般案件（抜粋）
一、平成二十三年度一般会計補正予算
二、（第一号）
一、平成二十三年度特別会計補正予算（特第二号）
一、平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第一号）
　（財務省）
○法律案
一、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（決定）（財務・国土交通省）

公　告

諸　事　項

工場財団

山形市落合町85番地**株式会社さくらんぼテレビジョン**の工場財団に山形市落合町字二口85番地１、85番地２及び山形市大字神尾字萩の倉616番地株式会社さくらんぼテレビジョンの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年５月９日　　山形地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年５月９日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年３月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　八代建設株式会社
　石丸　康晴　愛媛県松山市千舟町７－３－６
　国土交通大臣許可（般―19）第20824号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年11月27日付けで、国土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなった。このことが同法第29条第１項第２号の２に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第３９８号

大阪市中央区北浜２丁目１番３号　北浜清友会館ビル６階
申立人　田城　　譲
本籍大阪府河内長野市上田町135番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所大阪狭山市、死亡年月日平成21年８月15日、出生の場所大阪府南河内郡加賀田村大字1205番地、出生年月日昭和４年10月26日、職業無職
被相続人　亡　宮浦　茂子
催告期間満了日　平成23年11月22日

大阪家庭裁判所堺支部